

# 新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくしましよう

## 偏見や不当な差別の実態

### 医療機関・介護施設等では…

- ・感染者が発生した医療機関、医療従事者等へ誹謗中傷、暴言等
- ・医療従事者等の子どもへのいじめ、保育所等の登園拒否

### 勤務先では…

- ・検査陽性を理由とする雇止め
- ・家族が入院した医療機関に感染者が入院していることによる出勤停止の要請等

### インターネット・SNSでは…

- ・感染者、家族の勤務先・行動履歴等の暴露、誤情報の拡散、国籍等による誹謗中傷等

### 報道では…

- ・感染者と濃厚接触者の関係の図示
- ・感染者の職業や詳細の行動履歴、子の通う学校名の報道等

お互いを思いやり、正確な情報に基づいた冷静な判断、行動をお願いします。

東京法務局では、電話またはインターネットによる相談を行っていますので、お気軽にご利用ください。

#### ▼電話による相談▼

みんなの人権110番	0570-003-110	月~金曜 午前 8 時30分~ 午後 5 時15分
子どもの人権110番	0120-007-110	
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
外国人 人権相談ダイヤル	0570-090-911	月~金曜 午前 9 時~午後 5 時

#### ▼インターネットによる相談▼

<https://www.jinken.go.jp/>  
下記二次元コードをスマートフォンで読み取ると、インターネット人権相談受付窓口のページに接続できます。

